

滋賀県個人情報保護審議会の会議概要

滋賀県個人情報保護条例に基づき、以下の事項を審議するため、滋賀県個人情報保護審議会を開催しました。

今回の会議については、議題1および2は公開の審議会として開催し、議題3については、不服申立案件であるため、非公開の審議会として開催しています。会議の概要については、以下のとおり公表します。

■ 名 称 第103回滋賀県個人情報保護審議会

■ 日 時 平成28年3月22日（火曜日）
午前9時30分から午後0時30分まで

■ 場 所 大津市京町四丁目1-1
県庁本館4階4-A会議室

■ 出席者 委 員：浮田麻里、近藤月彦、里内緑、松本哲治、毛利公一、山田到史子
（敬称略、五十音順）
事務局：八田室長、中川室長補佐、山下主任主事
（県民活動生活課 県民情報室）

■ 議題

1 特定個人情報保護評価第三者点検実施後の状況報告について

個人情報保護審議会として、税政課および市町振興課から以下のとおり報告を受けた。

（1）県税賦課徴収事務全項目評価書の修正状況および特定個人情報ファイル取扱状況等の報告について（税政課）

- ・ 県税賦課徴収事務全項目評価書の修正状況について報告を受けた。
- ・ 特定個人情報ファイルの取扱状況については、平成28年1月の番号制度施行以降、一部の届出について、紙媒体での特定個人情報の収集が開始しているものの、現段階では集合的に利用することはなく、今後、本人確認業務または内部処理の効率化を実現することを考えている。また、税務関係情報については、特定個人情報を含むか否かを問わず、番号制度施行以前から厳重な保管管理を実施している旨、報告を受けた。

（2）住民基本台帳ネットワークに係る本人確認状況の管理および提供等に関する事務全項目評価書の修正状況ならびに特定個人情報ファイル取扱状況等の報告について（市町振興課）

- ・ 住民基本台帳ネットワークに係る本人確認状況の管理および提供等に関する事務全項目評価書の修正状況について、報告を受けた。
- ・ 特定個人情報ファイルの取扱状況として、住民基本台帳ネットワークシステムに記

載されている全ての住民に対して、個人番号が付番されることとなり、平成 27 年 10 月 5 日以降の出生者等についても、遅滞なく個人番号が付番されている。付番された個人番号は、法令等に従い、適切に取り扱われており、滋賀県内においては、誤って個人番号を付番されるといった事案は発生していない旨の報告を受けた。

2 行政機関個人情報保護法等改正法案について

総務省自治行政局地域情報政策室から平成 28 年 3 月 8 日付け事務連絡「行政機関個人情報保護法等改正法案の閣議決定について」の情報提供があったことを報告した。

3 諮問第 32 号の審議について

児童記録の一部不開示決定に対する異議申立てについて、実施機関からの口頭説明および異議申立人らからの意見聴取を行った。

4 その他

今後の日程連絡等を行った。

■ 会議の概要の公表 当会議概要については、ホームページにより公開します。

■ 問い合わせ先 滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室（担当者 山下）

電 話 077-528-3122

FAX 077-528-4813